

転出証明書の誤送付について

- 1 覚知日 令和6年4月15日（月） 9時00分頃
- 2 事案概要
4月12日（金）に、Aさん及びBさんより本市に郵送による転出の届出があり、届出を受けて発行した転出証明書について、入れ違いで送付していることが、4月15日（月）9時00分頃、Bさんからの電話連絡により判明しました。
- 3 証明書の種類
転出証明書
- 4 漏えいした情報の内容
Aさんの氏名、転出予定先住所（他市住所）、住所異動日、転出届出日、転出元住所（加古川市）、世帯主、生年月日、性別、続柄、本籍、筆頭者、加古川市に住所を定めた日、個人番号、住民票コード、国民年金の資格及び番号
なお、Bさんの転出証明書は、Aさんへは未達であり郵便局にて回収したため、個人情報の漏えいはありません。
- 5 発生原因
担当者Xが、郵送による転出届の受理後、転出処理を行いました。担当者Yが処理の最終確認をし、転出証明書を出力。その後、封筒の宛名と同封物（転出証明書）の氏名確認が不十分なまま封入・発送を行ったことが原因です。
- 6 現在までの対応
4月15日（月）にBさん、16日（火）にAさんを訪問し、事情説明と謝罪を行いました。訪問した際に、それぞれ正しい転出証明書をお渡しするとともに、Bさんから誤送付したAさんの転出証明書を回収しました。また、Bさんの転出証明書については、4月16日（火）に転出先の郵便局にて回収しました。
- 7 再発防止の取り組み
郵送における証明書発送手順において、必ず複数名（点検者と封入者）での確認を行うこと、申請書ごとにクリアファイルに入れるなどの手順を統一し、正確な事務確認作業の実施について徹底を図ります。